

★産前産後期間は国民年金保険料が免除になります

国民年金第1号被保険者の方が出産した場合、産前産後期間の国民年金保険料が免除されます。免除となるには届出が必要となりますので、お近くの年金事務所または市保険課（6番窓口）で手続きをお願いします。

※出産とは妊娠85日（4カ月）以上の出産をいいます。（死産、流産、早産された方を含みます。）

【対象者】 国民年金第1号被保険者で出産日が平成31年2月1日以降の方

【免除期間】 出産予定日または出産日が属する月の前月から翌々月までの4カ月間
（多胎妊娠の場合は3カ月前から翌々月までの6カ月間）

【届出時期】 出産予定日の6カ月前から受付 ※出産後でも可

【届出に必要なもの】 母子健康手帳、年金手帳

【Q & A】 Q1. 保険料を前納していますが、産前産後期間の保険料は還付されますか？

A1. 保険料を納付されている場合、産前産後期間の保険料は還付されます。

Q2. 保険料の免除を受けています。届出が必要ですか？

A2. 産前産後免除期間は保険料納付済期間に算入されるため、産前産後期間免除の要件を満たしている場合は法定免除または申請免除よりも優先されますので、届出をしてください。

Q3. 産前産後期間は付加保険料を納付することができますか？

A3. 産前産後期間について、保険料は免除されますが付加保険料は納付することができます。

《 浜田年金事務所 出張年金相談 》

・相談日 5月11日(火)・25日(火)

毎月第2・4火曜日

・相談場所 市立市民学習センター 104 研修室

・相談時間 10:00 ~ 15:30

☆要予約 相談日の1カ月前から受付

※なお、定員に達した時点で受付は終了します。予約の際は、お手元に基礎年金番号の分かるものをご用意ください。

《 浜田年金事務所 手話による年金相談 》

・相談日 5月27日(木) 毎月第4木曜日

・相談場所 浜田年金事務所

・相談時間 13:00 ~ 16:00

☆要予約 5月19日(水)までに予約

・予約方法 電話またはFAX ※代理可

(記載事項: 住所、氏名、FAX番号、相談内容、相談希望時間)



【年金相談の予約・問い合わせ先】 浜田年金事務所 ☎ 0855-22-0670 ㊚ 0855-23-0442

※年金相談には、ご夫婦双方の年金手帳、年金証書、マイナンバー(個人番号)がわかるもの、本人確認ができる身分証明書などをお持ちください。代理の方の場合には、委任状と、代理の方の本人確認ができる身分証明書(運転免許証等)が必要です。(手続きによっては、金融機関への届出印や、実印が必要な場合があります。)

※浜田年金事務所でも相談される場合も、電話で予約しておくともスムーズに相談できます。

5月は消費者月間です

消費者月間統一テーマ

「消費」で築く新しい日常

令和3年度は、消費者一人ひとりが「新しい日常」において、より良い消費行動について考え、社会情勢の変化に適切に対応することができるきっかけとなるような統一テーマを掲げています。

益田市消費生活センターでは、消費生活に関するお困りごとについての相談をお受けしています。一人で悩まずに、お早めに消費生活センターにご相談ください。

【問い合わせ先】

益田市消費生活センター ☎ 22-2556

平日 8:30 ~ 17:15 (祝日・年末年始を除く)

令和3年度 広告入り窓口封筒の募集

新たな財源確保と地域経済の活性化を目的とする益田市広告収入事業の一環とし、市民課等で発行する証明書の配布用として、企業等の広告入り窓口封筒の広告主等を募集します。

〈広告枠〉 市民課等で発行する証明書の配布用封筒
市が指定する大きさとする

〈広告内容〉 「益田市広告収入事業広告掲載基準」に基づく

〈規格〉 ・角形2号封筒(相当と認められるものも可)

・長形3号封筒(相当と認められるものも可)

〈紙質〉 古紙配合再生紙

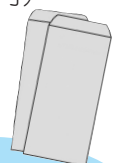
〈提供枚数〉 1業者における提供枚数の制限なし

(協議により決定)

〈設置期間〉 8月1日~令和4年7月31日

〈設置封筒〉 広告主等が作成

〈募集締切〉 5月21日(金)



※詳しくは、市ホームページでご確認ください

【問い合わせ先】 市市民課 ☎ 31-0222